

令和2年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」
の結果について

1 調査の概要

(1) 調査目的

本調査は、神奈川県教育委員会が市町村立学校における体罰の実態を把握し、緊急事案に対して適切な対応を講ずることで、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができるようにするとともに、各学校で体罰の根絶に向けた取組みをさらに進めることを目的として実施するものです。

本市におきましては、本調査を活用して本市教職員の体罰に対する認識を深め、体罰の根絶を図るために実施するものです。

(2) 調査主体 神奈川県教育委員会

(3) 実施主体 藤沢市教育委員会

(4) 調査内容 令和2年度の学校生活全般における教職員等による体罰の状況等

ア 教職員向け調査

(ア) 調査期間 令和3年1月6日（水）～1月20日（水）

(イ) 調査対象 全市立小・中・特別支援学校の校長・教頭・総括教諭・総括養護教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・臨時の任用職員・非常勤講師・サポート講師・部活動外部指導者 約1,898人

(ウ) 調査方法 自分の行った体罰や他の教職員等の体罰について、教職員用調査用紙に記入し、校長に提出する。校長はその内容について調査し、市教育委員会に報告する。

イ 児童生徒及び保護者向け調査

(ア) 調査期間 令和3年1月20日（水）～2月3日（水）

(イ) 調査対象 全市立小・中・特別支援学校児童生徒及び保護者

(在籍数 R3.1.4現在)

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
	3,782	3,837	3,836	3,884	3,950	3,984	23,273
中学校	1年	2年	3年	—	—	—	—
	3,650	3,504	3,410	—	—	—	10,564
特別支援学校	小学部	中学部	高等部	—	—	—	—
	74	30	35	—	—	—	139
合計	—	—	—	—	—	—	33,976

※以後、調査集計の特別支援学校小学部は小学校、中学部・高等部は中学校に含んで集計した。

(ウ) 調査方法

学校を通して、全児童生徒に回答用紙（資料1）、保護者向け説明資料等（資料2・3）を配付。体罰があった場合のみ回答用紙に体罰のあった日時、態様等を具体的に記載し、直接教育指導課へ郵送又は教頭へ手渡しする。教頭は開封せずに、教育指導課あてに送付する。

(5) 回答数

ア 教職員向け調査 (単位：件)

校種	令和2年度	令和元年度
小学校	10	8
中学校	7	4
合計	17	12

イ 児童生徒及び保護者向け調査 (単位：件)

	令和2年度	令和元年度
校種	回答数(通)	回答数(通)
小学校	27	43
中学校	14	25
合計	41	68

(6) 令和2年度児童生徒及び保護者向け調査における回答の種類及び再調査を依頼した数 (単位：件)

校種	令和2年度		令和元年度	
	総数	再調査依頼数	総数	再調査依頼数
小学校	27	11	43	15
中学校	14	9	25	8
合計	41	20	68	23

※①再調査依頼数は、同一教員の複数件数は1件としてカウントした

②1件に2名の対象者の記載があり、件数は1件としてカウントした

(7) 再調査の依頼に含まれない案件

ア 事実が特定できないもの

(具体例)：記載されている事項から、具体が判断できない

イ 学校の運営に関するものや体罰以外の学校への訴え

ウ 調査期間以前の報告

※イとウの案件のうち、該当校が分かるものには情報提供した

(8) 再調査方法

校長による該当教諭又は児童生徒への事実の確認と、教育委員会による保護者への聞き取り

2 再調査結果について

(1) 教職員向け調査後の対応

(単位：人)

		令和2年度			令和元年度		
		小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
県教育委員会に報告		0	0	0	0	0	0
市教育委員会による対応	市教育委員会による指導	1	2	3	0	2	2
	校長による継続的な指導	9	4	13	8	2	10
	校長による注意	0	1	1	0	0	0
	事実が認められなかったもの	0	0	0	0	0	0
合 計		10	7	17	8	4	12

※表中の

「市教育委員会による指導」は…体罰につながる可能性のある事案や不適切な指導の事案であり、教育指導課長指導が必要であると判断した事案

「校長による継続的な指導」は…体罰につながる可能性のある事案や不適切な指導の事案

「校長による注意」は…不適切な指導につながる可能性のある事案

※<懲戒と体罰の区別について>文部科学省 平成25年3月の通知

「実際に行った懲戒の行為が、体罰かどうか判断するに当たっては、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。」

(2) 児童生徒及び保護者向け調査についての再調査後の対応

(単位：人)

		令和2年度			令和元年度		
		小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
県教育委員会に報告		0	0	0	0	0	0
市教育委員会による対応	市教育委員会による指導	0	1	1	0	1	1
	校長による継続的な指導	7	4	11	8	3	11
	校長による注意	2	2	4	2	4	6
	事実が認められなかったもの	2	2	4	5	0	5
合 計		11	9	20	15	8	23

3 保護者からの主な意見

- (1) 子どもから学校の様子を聞いて感じたことは、注意する際の先生方の言葉づかいが良くないことです。多くの児童を指導することは大変だとは思いますが、先生が発する荒っぽい言葉づかい、言い方は、子どもの心を傷つけています。この時の発言を子どもはいつまでも覚えています。
- (2) 教師の態度が児童によって違うようです。同じ失敗をしても注意の仕方が明らかに違います。教育者としてどの子どもにも等しく接することが重要です。
- (3) 言葉の暴力、無視、馬鹿にした態度（例えば「こんなことも知らないの、常識でしょ」等の言葉）の精神的苦痛は体罰に該当しないのでしょうか。知らないことを教えるのが教師の役目です。

4 考察

今回の調査では、児童生徒及び保護者向け調査の回答数が減少しました。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、全国一斉休校の臨時休業したことから影響を及ぼしているものと考えます。

一方で、教職員向け調査回答数は小・中ともに増加しております。これは、以前は体罰にあたる事案のみ回答されていたものが、体罰につながる可能性のある不適切な指導として教員が認識した事案についても回答しているためと考えますが、依然として不適切な指導が認められることについて、課題であると捉えています。

また、保護者からの主な意見からは、教師の日ごろの言葉づかいや態度、児童生徒への注意や指導の仕方について、教師としての在り方が問われていると考えます。今後も教育委員会と学校が連携して体罰や不適切な指導等の根絶に向けた啓発を図る必要があります。今年度も、体罰や不適切な指導について教職員自身

が自覚できるよう各種研修会や担当者会、事故防止会議、職員会議等を活用して意識づけを行い、校内において児童生徒の人権に配慮し指導を行っていくような啓発をしていきます。

なお、平成25年7月県の「体罰防止ガイドライン」では、「人格を否定するような暴言」「大きな声や威圧的な態度等高圧的な指導」「不必要的身体接触」「無視やいやがらせ」等、児童生徒を深く傷つける行為は不適切な指導であるとしています。このことを教職員は自覚し、体罰防止・不適切な指導の根絶に向けて、管理職を中心に教職員全体がチームで取組み、すべての子どもたちの人権が尊重され、丁寧な対応で児童生徒や保護者・地域に信頼される学校づくりを一層進めています。

5 令和3年度における市教育委員会と学校との連携による取組

学校教育ふじさわビジョンの「めざす教師像」の達成をめざし、教育現場から体罰や不適切な指導を一掃し、限りなくゼロにしていくという教職員一人ひとりの意識改革や人権感覚を磨く実践的な取組みを具体的に推進していく必要があります。そのために、次のことに取り組んでいきます。

- (1) 校長のリーダーシップのもと、「体罰や不適切な指導は許さない、絶対やらない」という体罰根絶に向けて、日ごろから研修の実施や指導体制の構築等により、体罰を認めない学校風土づくりを実践していきます。
- (2) 教職員の指導力を向上させるため、教職員が常に学び合い、授業や部活動における指導についての悩みを語り合ったり、体罰によらない指導について協議をしたりするなど、一人ひとりが主体的に取り組む校内研修を実施します。
- (3) 教育委員会主催の各年次経験者研修や各種担当者会、また学校内の事故防止会議等で、教育委員会が作成した「体罰事例につながる恐れのある事例集（過去三年間の藤沢市調査から）」や県の「体罰防止ガイドライン」等の資料を活用し、体罰によらない指導方法や体罰についての法的知識や体罰が起きる背景等の知識を深め、教職員や指導者の意識改革に努めています。
- (4) 新採用教員に対し「藤沢市立学校 児童生徒指導の手引き」を配付し、体罰や不適切な指導の事例を示して認識させるとともに、防止に努めています。
- (5) 藤沢市教育文化センターの研修を活用して人権感覚を磨いていく。特に臨時的任用職員、非常勤講師は新規臨時的任用職員対象研修や土曜研修講座において、体罰や不適切な指導は絶対許されないとすることを学ぶ研修を実施します。
- (6) 部活動については、藤沢市教育委員会が2019年3月に策定した「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」の中の『2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組の項、(1) 適切な指導の実施』を基に個々の生徒の人格を尊重した部活動を行っていきます。また、部活動の各専門部会において、「一人ひとりを認め尊重する指導」についての講話を実施します。

この部分にのりをつけ、用紙の一番下を☆印にあわせ三つ折りにして封筒にしてください。

資料 1

回答用紙

令和 2 年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査

藤沢市立 小学校 年 組 児童名

()

※学校名と学年は必ず記入してください 名前は書かなくてもかまいません

1. 体罰を受けたことがある

(1) 体罰を受けたのはいつ頃ですか 年 月 日 頃 (はっきりしない場合はおよそでかまいません)	(2) 教職員は誰ですか	(3) 記入したのは誰ですか 本人 保護者 その他 該当するところを丸で囲んでください
(4) 何をしているときですか	(5) 場所はどこでしたか	
(6) どんなことをされましたか		
(7) どこがどのようにいたくなりましたか		

2. 体罰を受けているのを見たことがある

(1) 体罰を受けていたのはいつ頃ですか 年 月 日 頃 (はっきりしない場合はおよそでかまいません)	(2) 教職員は誰ですか	(3) 記入したのは誰ですか 本人 保護者 その他 該当するところを丸で囲んでください
(4) 何をしているときですか	(5) 場所はどこでしたか	
(6) どんなことをされていましたか		
(7) 誰が体罰を受けていましたか		

3. 体罰について、教育委員会に伝えたいがありましたら、記入してください

※教育委員会からすぐに連絡がほしい場合には、連絡先をご記入ください ()

記載事項がない方は、提出の必要はありません

2021年(令和3年) 1月20日

ほごしや みなさま
保護者の皆様へ

ふじさわしきょういくいいんかい
藤沢市教育委員会

れいわ ねんど がつこうせいかつぜんばん よろこ もう あ
令和2年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」実施のお願い

じか せいえい よろこ もう あ
時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
ほんし がつこうきょういくぎょうせい すいしん ひ りかい きょうりょく
本市の学校教育行政の推進につきまして、日ごろからご理解、ご協力をいただ
き厚くお礼申し上げます。
ほんしきょういくいいんかい がつこう たいばつ じつたい はあく たいばつこんぜつ む
本市教育委員会では、このたび学校における体罰の実態を把握し、体罰根絶に向け
たりく すす かながわんきょういくいいんかい いらい がつこうせいかつぜんばん
た取組みを進めるため、神奈川県教育委員会の依頼により「学校生活全般における
たいばつ じつたいはあく かん ちょうさ じっし りかい
体罰の実態把握に関する調査」を実施することとしました。
ほごしや みなさま ちょうさ じっし りかい
保護者の皆様におかれましては、調査の実施についてご理解いただくとともに、お
こさま じたく かいとう さい かき りゅういてん よ きょうりょく
子様がご自宅で回答する際には、下記の【留意点】をお読みいただき、ぜひ協力をし
ながらご回答くださいますようお願いします。お子さま本人で記入することが難しい
ばあい ほごしや いっしょ きにゅう むずか
場合には、保護者と一緒に記入ください。
ほごしや みなさま たいばつ きょういくいいんかい つた
また、保護者の皆様におかれましても、体罰について教育委員会に伝えたいことが
ありましたら、回答用紙にご記入くださいますよう併せてお願いします。

【留意点】

- 現在、体罰を受け困っている児童・生徒の皆さんは、一人で悩まず保護者の方に相談をしましょう。保護者の皆様は、ぜひ学校の管理職の先生にご相談ください。
また、次の機関でも相談を受け付けています。

◇藤沢市教育委員会 教育指導課 連絡先 (0466) 50-3559

◇藤沢市学校教育相談センター 連絡先 (0466) 50-3550
- 児童・生徒のみなさんから、体罰の被害の状況などをお聞きして、今後の取組みに役立てていきたいと考えています。体罰を防止するためにご協力ください。
- どのような行為を「体罰」とするかについては、**資料**をご覧ください。
- 個人情報などについては、秘密を守りますので、体罰を受けたり、見たりしたこ

とがある場合には、事実を記入してください。ただし、実際にあった体罰にしつかりと対応するため、場合によっては、お話を聞きするなどご協力ををお願いすることがあります。

■ 回答する際に気を付けてほしいことは次のとおりです。

1 回答は、学校ではなく、自宅などで記入してください。

2 令和2年4月1日からこれまでの学校生活での出来事について、回答できる範囲で回答してください。

3 回答はすべて、別紙の回答用紙に記入してください。詳しい状況を把握するためにも、答えられる範囲で具体的に記入してください。

4 学年と学校名は、必ず記入してください。氏名は無記名でも構いません。

5 回答用紙が封筒になりますので、記入が終わったら、三つ折りしてのりづけし、2月3日(水)までに郵便ポストに入れてください。なお、学校に提出しても構いませんが、その場合には必ず教頭先生に直接提出してください。

提出された回答用紙は、学校では開封せずに教育委員会に提出されます。

6 根拠のない噂や悪口ではなく、事実を記入してください。

7 保護者の皆様におかれましても、体罰について教育委員会に伝えたいことがありましたら、記入してください。

8 体罰を受けたり、見たりしたことがない場合は、回答用紙を提出する必要はありません。

■ 調査の内容について、教育委員会から至急連絡をしてほしい場合は、回答用紙に連絡先を記入してください。

■ 本調査は全員に対して行いますが、該当しない方は提出の必要はありません。

■ この調査に関する問い合わせ先

藤沢市教育委員会 教育指導課 連絡先 (0466) 50-3559

※ どのような行為を「体罰」とするかについては、文部科学省から次のように示されています。
「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」抜粋

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩(たた)く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかつたため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし

肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

○ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・ 試合中に相手のチームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

※ 児童・生徒から質問された場合には、これをもとに児童・生徒に判断させてください。